

玄海原子力発電所3号機第17回定期検査計画の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項 (定期事業者検査)

2. 定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
  - ①非常用電源設備
  - ②常用電源設備
  - ③火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え  
燃料集合体193体のうち、一部を新燃料に取り替える。
- (2) 原子炉容器上部ふた取替工事 (概要①)  
更なる信頼性向上として、原子炉容器上部ふたの管台材料を600ニッケル基合金から耐応力腐食割れに優れた690ニッケル基合金へ変更するとともに、ふた構造を二分割構造から一体構造へ変更するなど最新設計の原子炉容器上部ふたへの取替えを実施する。
- (3) 抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事 (概要②)  
抽出オリフィス廻りに使用している差込み溶接継手は、突き合わせ溶接継手と比較すると応力集中を受けやすい形状であるため、信頼性向上のため、突き合わせ溶接継手へ変更する。

以 上

